

社会福祉法人 若美さくら会
指定短期入所生活介護
(ショートステイ)
利用 契 約 書

利用者 _____
事業者 社会福祉法人若美さくら会
理事長 _____

要介護認定を受けた利用者（以下、「利用者」という。）が指定短期入所生活介護事業所ショートステイ「和幸苑」（以下「事業所」という。）における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される短期入所生活介護サービスを受け、代理人または利用者がそれに対する利用料金を支払うことについて、次の通り契約（以下「本契約」という。）を締結します。〔利用者及び代理人兼連帯保証人（以下「契約者」という。）〕

第1章 総 則

(契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用されるとともに、第4条及び第5条に定める短期入所生活介護サービスを提供します。

(契約期間)

第2条 本契約の契約期間は、契約締結の日から要支援認定有効期間の満了日までとします。
ただし、契約期間満了日以前に利用者が要支援状態区分の更新の認定を受け、要支援認定有効期間の満了日が更新された場合は、更新後の要支援認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。
2 契約満了日の2日前までに契約者から事業者に対して書面により契約終了の申し出がない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されたものとし、以後も同様とします。

(短期入所生活介護計画の決定・変更)

第3条 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って利用者の短期入所生活介護計画を作成するものとします。
2 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、短期入所生活介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は契約者に対し、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
3 事業者は、短期入所生活介護計画について、契約者に対して説明し、書面による同意を得たうえで交付するものとします。
4 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは契約者の要請に応じて、短期入所生活介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、短期入所生活介護計画の変更があると認められた場合には、契約者と協議して、短期入所生活介護計画を変更するものとします。
5 事業者は、短期入所生活介護計画を変更した場合には、その内容を契約者に対して説明し同意を得て計画書を交付します。

(介護保険給付対象サービス)

第4条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

(介護保険給付対象外サービス)

第5条 事業者は、契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

- (1) 食事の提供
- (2) 居住の提供
- (3) 特別な食事の提供
- (4) 利用者に対する理美容サービス
- (5) 別の定めに従って行う利用者の貴重品管理
- (6) 事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクレーション行事
- (7) 事業者が提供する以外の物品或いは食品等

2 前項のサービスの費用負担が必要なものについては、その利用料金は契約者が負担するものとします。

3 第1項の費用の額は、重要事項説明書、別紙「利用料金表」に記載した通りです。

4 事業者は、第1項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者が指定した親族または代理人に対しても分かりやすく説明するものとします。

(利用者等への説明)

第6条 事業者は、本契約に基づいて利用者に対して行うのと同様の説明を利用者が指定した親族または代理人に対しても行うように努めるものとする。

2 契約者は、本契約に基づいて事業者から行われる説明及び報告等について、利用者の家族等へ適宜説明を行うよう努めるものとします。

(契約期間と利用時間)

第7条 本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間内において、事業者が利用者に対して、現に短期入所生活介護サービスを実施する期間をいいます。

(運営規程の遵守)

第8条 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、利用者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明するものとします。

3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

第2章 サービスの利用と料金の支払い

(サービス利用料金の支払い)

第9条 利用者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、契約者は重要事項説明書、別紙「利用料金表」に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担：通常はサービス利用料金の1割～3割）を事業者に支払うものとします。ただし、利用者が保険料の滞納や、いまだに要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金を一旦支払い、後日保険者から介護保険給付分（自己負担分を除く金額）の支払いを受ける手続きが必要になります（償還払い）

2 第5条に定めるサービスについて契約者は、重要事項説明書、別紙「利用料金表」に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

3 前項の他、契約者は利用期間中の利用者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。

4 前3項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、利用者負担金の請求に明細を付して翌月の10日までに請求しますので、契約者は月末締めの利用料を翌月末までに、次の方法により支払うものとします。

- (1) 当事業所指定の金融機関への振替（ただし、振替が開始されるまでの期間は、口座振込又は現金による支払いで対応）。

- (2) 当事業所指定の金融機関への口座振込。
 - (3) 現金による支払い。
- 5 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

(利用の中止・変更・追加)

- 第10条 契約者は、第7条に定める利用期間前において、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス開始日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満室で契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用期間を契約者に提示して協議するものとします。
- 3 契約者は、第7条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。
- 4 前項の場合に、契約者は、利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第15条第3項(原状回復の義務)その他の条件に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。
- 5 第4項により利用者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合において、事業者は、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

(利用料金の変更)

- 第11条 第9条第1項に定めるサービス利用料金及び第3項に定める食費、居住費、その他の諸費用について、事業者は当該サービスの利用料金を利用者の要介護状態の区分に変更があった場合は、重要事項説明書、別紙「利用料金表」に記載された額に変更することとします。
- 2 利用者の経済的事項の変化により、負担額認定等に変更があった場合は、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとします。
- 3 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 4 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、第9条第1項及び第2項のサービス利用料をその内容に応じた額に変更するものとします。
- 5 3項、4項の利用料金(増額又は減額)に変更があった場合は、契約者に事前に文書により説明し、同意を得ます。
- 6 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

(利用負担金の滞納)

- 第12条 利用者が正当な理由なく利用者負担金を3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は文書により10日以上期間を定めてその期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解約する旨の催告をすることができます。
- 2 前項の催告をしたときは、事業者は「居宅サービス計画」を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から「居宅サービス計画」の変更、介護保険以外の公的サービスの利用等について必要な協議を行うようにするものとします。
- 3 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第1項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
- 4 事業者は、前項の規定により解約にいたるまでは、滞納を理由としてサービス提供を拒むことはできないものとします。

第3章 事業者の義務

(事業者及びサービスの従業者の義務)

- 第13条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供に当たって、利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、利用者の体調・健康状態から見て必要な場合には、事業所の医師又は看護職員も

しくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、利用者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。

- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 事業者は、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間保存し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
 - (1) 短期入所生活介護計画
 - (2) 提供したサービスの内容等の記録
 - (3) 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由
 - (4) 市町村への通知に係る記録
 - (5) 苦情内容等の記録
 - (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 6 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとします。
- 7 事業者は、サービス提供に当たり、居宅介護支援事業者及び他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供するものと綿密な連携に努めます。
- 8 事業者は、利用者が「居宅サービス計画」の変更を書面にて希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者へ連絡調整の援助をします。
- 9 利用者から請求があったときは、代理人に対し、遅延なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

(守秘義務)

- 第14条 事業者及びサービス従事者は、短期入所生活介護サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する個人情報（個人情報保護法における定義に従います。）を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等へ利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
 - 3 介護サービスの提供を受けるに当たって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で心身等の情報を提供できるものとします。
 - 4 2項、3項に拘わらず、利用者に係る他の居宅介護事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を得たうえで、契約者又はその家族等の個人情報をを用いることができるものとします。

(身体拘束の禁止)

- 第15条 事業者はサービス提供にあたり、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、その限りではありません。身体拘束等の行為を行わなければならない場合は、事前に利用者が指定した家族または代理人へ十分説明し、同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

第4章 利用者、契約者及び連帯保証人の義務

(利用者の施設利用上の注意義務等)

- 第16条 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要性があると認められた場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を

するものとします。

- 3 契約者は、利用者が施設の設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

(利用者の禁止行為)

第17条 利用者は、事業所内で次の各号に該当する行為をすることはできません。

- (1) 決められた場所以外での喫煙
- (2) サービス従事者又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
- (3) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はそれらを持ち出すこと
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (5) その他決められた以外の物品の持ち込み、飲酒。

(身元引受人)

第18条 契約者は、身元引受人1名を定めるものとします。

- 2 契約者は、身元引受人が死亡もしくはその資格を喪失したときは、その旨を直ちに事業者へ通知し、新たに身元引受人を立てるものとします。
- 3 事業者は、契約者において前項に規定する身元引受人を立てがたい、真にやむを得ない特別の事情があると認められるときは、身元引受人を立てないことができるものとします。

(連帯保証人)

第19条 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる債務の元本、債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、債務を負担するものとします。

- 2 前項の連帯保証人の負担は、その全部に係る極度額を末尾記載の金額と定め、その履行をする責任を負うものとします。
- 3 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- 4 連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。
- 5 契約者は、連帯保証人が死亡もしくはその資格を喪失したときは、その旨を直ちに事業者へ通知し、新たに連帯保証人を立てるものとします。
- 6 事業者は、契約者において前項に規定する連帯保証人を立てがたい、真にやむを得ない特別の事情があると認められるときは、連帯保証人を立てないことができるものとします。

第5章 損害賠償（事業者の義務違反）

(損害賠償責任)

第20条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第14条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、契約者に過失が認められる場合に、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められた場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとする。

(損害賠償がなされない場合)

第21条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償を免れます。

- (1) 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。

- (2) 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因し損害が発生した場合。
- (4) 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第22条 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

- 2 前項の場合に、事業者は、利用者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いについては、第9条第5項の規定を準用します。

第6章 契約の終了

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第23条 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約の定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合。
 - (2) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合。
 - (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
 - (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
 - (5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
 - (6) 利用者の所在が、2週間以上不明になったとき。
 - (7) 第24条から第26条に基づき本契約が解約又は解除された場合。
- 2 事業者は、契約を解除又は終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、あらかじめ居宅介護支援事業者に対する情報の提供を行うとともに、その他の保険医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

(契約者からの中途解約等)

第24条 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。

- 2 契約者は以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができる。
 - (1) 第8条第3項、第11条第6項により本契約を解約する場合
 - (2) 利用者が入院した場合
 - (3) 利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

(契約者からの契約解除)

第25条 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合。
- (2) 事業者もしくはサービス従事者が第14条に定める守秘義務に違反した場合。
- (3) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を維持しがたい重大な事情が認められた場合。
- (4) 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

(事業者からの契約解除)

第26条 事業者は、契約者が以下の事項に該当した場合には、本契約を解除することができます。

す。

- (1) 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を維持しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- (2) 契約者による、第9条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- (3) 利用者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

(精 算)

第27条 第23条第1項(1)号から第(7)号により、本契約が終了する場合において、契約者が、利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第16条第3項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第7章 その他

(苦情処理)

- 第28条 事業者は、契約者又はその家族等からの短期入所生活介護に関する苦情等に対する受付窓口を設置して、迅速かつ適切に対応しサービスの向上及び改善に努めます。
- 2 事業者は契約者又はその家族等が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益は扱いません。
 - 3 利用者は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

(協議事項)

第29条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意をもって協議するものとします。

改版記録

(履歴は管理台帳による)

第7版 この規程は、令和6年11月23日から施行する。

(連帯保証人の負担極度額)

※連帯保証人（代理人）の本契約から生じる利用者の債務を負担する

極度額 _____ 円を限度とします。

(契約書署名欄)

本契約を証するため、本書2通を作成し、利用者等が署名捺印し、事業者が記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

※令和3年度介護報酬及び基準改定等に伴う文書簡略化等に鑑み、記名（印字、ゴム印又は代筆）の場合のみ要押印とし、署名の場合押印省略とします。

年 月 日

事業者 住所 秋田県男鹿市角間崎字岡見沢86番地12
事業者名 社会福祉法人若美さくら会
代表者名 理事長 _____ 印

利用者（甲） 私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解し、本契約を申し込みます。

住所 _____

氏名 _____ 印

代理人（乙） 私は、下記の理由により、甲の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

兼 ※この欄は、甲に意思能力が認められることを前提に、筆記能力のみが欠けている場合に署名の代行を明らかにするためのものです。甲に意思能力が欠けている場合には、別途後見人の選定を行う必要があります。

連帯保証人

住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との関係（ _____ ）

身元引受人

住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との関係（ _____ ）

代理人との関係（ _____ ）